

公 告

令和7年(2025年)8月21日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	7-43
(2) 件 名	勝山地区量水器交換業務
(3) 履行場所	真庭市勝山ほか地内
(4) 履行期限	令和 8年 3月13日
(5) 業務概要	量水器交換 Φ13mm－195個、Φ20mm－14個、Φ25mm－3個、Φ40mm－3個、Φ50mm（フランジ式）－2個、Φ75mm（フランジ式）－1個
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(上下水道施設保守)
(3) 営業所の所在地	真庭市勝山地域に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	真庭市指定給水装置工事事業者に登録されていること その他、別添仕様書に記載の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 9月 2日 16時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課 【TEL】0867-42-1108へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 8月26日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	上下水道課 【メール】jougesuido@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 9月 2日 16時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、上下水道課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 9月 2日 16時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 9月 2日 16時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市上下水道課

TEL 0867-42-1108 / FAX 0867-42-1403

量水器交換業務仕様書

本業務は、真庭市上水道・簡易水道供給管内において計量法の規定により量水器の取替を施工するものである。

施工時には資料を基に交換対象を取り違えることなく、1次側、2次側を正しく設置し漏水の無いよう確実に施工し、併せて下記の業務を行うものとする。

記

- ① 量水器は真庭市が支給する。(装置番号がふた部分に印字されたもの)
- ② 前もって量水器の交換時期、断水を伴うことを給水者に周知し、作業終了時にはその旨給水者に報告すること。(留守宅の場合は『お知らせ』を郵便受け等に入れる)
- ③ 量水器下流の給水設備に注意し、施工後の給水に不具合のないようにすること。(エアー、水抜き)
- ④ 取替は計画的に施工し1検針期(2ヶ月)のうちに完了するものとする。
- ⑤ 給水装置に修繕が必要な場合は報告し、監督員の指示によるものとする。
(給水中止中であった止水栓は元のように閉めておく)
- ⑥ 口径50mmを超える大口径量水器の取替え時にバルブ操作の必要な箇所や、特殊な形状設備の不具合により施工が困難な箇所は、施工前に担当者と協議すること。
- ⑦ 旧量水器の取り外し時の指針値は後日提供する excel 表(データ)に入力し、完了時に提出するものとする。(1部印刷する)
- ⑧ 施工時の写真は20件中1件の割合で報告書に添付すること。
(施工前・施工中・完了)
- ⑨ 取り外した旧量水器で装置番号の刻印のない物は、支給する荷札等を使用し給水者が判るようにして上下水道課へ提出すること。
- ⑩ 作業を行う際は必ず真庭市発行の事業者証を携行し、業務完了後返却すること。
- ⑪ 止水栓が旧式(盗防式でないもの)であった場合や、新しい量水器が既に設置してあった場合は、名簿にその旨(検針満月等)を記載し、上下水道課へ提出すること。
- ⑫ 旧量水器の清掃は不要だが、報告数値との読み合わせに協力すること。
- ⑬ 契約不適合責任期間は6ヶ月間とする。

